

令和5年6月1日

国税庁

## 「消費税法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案） に対する意見公募手続の実施について

国税庁では、「消費税法基本通達の制定について」（法令解釈通達）について、別添のとおり一部改正を予定しています。

これらの改正につき御意見等（日本語に限ります。）がありましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX又は郵便等により下記までお寄せください。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

なお、電話では御意見をお受けできませんのであらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

### 【募集期間】

令和5年6月1日(木)から令和5年6月30日(金)まで（必着）

### 【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

- FAXの場合

FAX番号：03 - 3581 - 4707

国税庁 課税部 消費税室 消費税第2係 宛

（FAXの件名に「『消費税法基本通達』一部改正（案）に対する意見」と記載願います。）

- 郵便等による場合

〒100 - 8978 千代田区霞ヶ関3 - 1 - 1

国税庁 課税部 消費税室 消費税第2係 宛

（封筒等の表面に「『消費税法基本通達』一部改正（案）に対する意見」と記載願います。）